

審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会の設置について

平成20年6月18日
医薬食品局総務課

1 設置の目的

薬事・食品衛生審議会薬事分科会申し合わせとして「審議参加に関する遵守事項」(以下「申し合わせ」という。)が平成20年3月24日に了解され、同年5月より運用が開始されたところである。

申し合わせにおいては、外部有識者及び寄附金・契約金等の受取実績が過去3年度のいずれの年度も50万円以下の委員等のみをもって構成されるワーキンググループを設置し、必要な改善方策の検討を行うこととされており、これを受けて、「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置するものである。

2 検討項目

審議会における遵守事項の運用結果や、我が国や諸外国における状況等を踏まえ、遵守事項の審議不参加等の基準や運用状況等の評価、残された課題を含め、必要な改善方策の検討を行う。

3 構成

- (1) 委員会の構成員は別紙のとおりとする。なお、必要に応じて参考人を招致することができる。
- (2) 委員会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

4 運営

- (1) 委員会の議事の進行は座長が行う。なお、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- (2) 委員会は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、委員会を非公開とすることができる。非公開とした部分については、議事要旨を作成し、これを公開することとする。

5 庶務

委員会の庶務は医薬食品局総務課において処理する。